

| サービス名 | 頁 | 項目番号 | 位置 | 誤 | 正 |
|---|--------------|------|----------------|--|---|
| <p>介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護（老健以外）介護予防短期入所療養介護（老健以外）</p> | <p>16～17</p> | | <p>問2の（答2）</p> | <p>（答2）貴見のとおりです。 介護療養型医療施設が転換する場合における療養室については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は6.4㎡以上（内法測定）と規定されています。 なお、「全面的な改築の工事」とは、大規模改修と同等と考えるものであり、模様替えのような簡易なものは含まれません。（H30.1.31 厚生労働省に確認） <u>ただし、この「1人当たりの療養室の床面積」の算出方法は、「介護医療院のすべての療養室（個室を含む。）の床面積合計÷当該介護医療院の入所定員」とし、当該算出方法により8㎡以上（内法測定）である場合は、当該介護医療院は療養環境減算（ ）の適用を受けません。</u> なお、減算の適用有無に関わらず、1の療養室の1人当たりの床面積が6.4㎡未満となることは、入所者の処遇上適切ではないと考えます。（H30.8.21 厚生労働省に確認）</p> | <p>（答2）貴見のとおりです。 介護療養型医療施設が転換する場合における療養室については、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は6.4㎡以上（内法測定）と規定されています。<u>この開設許可に当たって、設備基準上必要となる療養室の1人当たりの床面積の算出方法とは、「1の療養室の床面積÷当該療養室の入所定員」です。</u> なお、「全面的な改築の工事」とは、大規模改修と同等と考えるものであり、模様替えのような簡易なものは含まれません。（H30.1.31 厚生労働省に確認） <u>一方、療養環境減算における「1人当たりの療養室の床面積」の算出方法は、「介護医療院のすべての療養室（個室を含む。）の床面積合計÷当該介護医療院の入所定員」とし、当該算出方法により8㎡以上（内法測定）である場合は、当該介護医療院は療養環境減算（ ）の適用を受けません。</u> （二重下線部について H30.12.20 厚生労働省に確認）</p> |